

政令第 号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項及び第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正）

第一条 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則別表の一の項を削り、同表の二の項を同表の一の項とし、同表に次のように加える。

|                               |          |           |          |
|-------------------------------|----------|-----------|----------|
| 一 ホツパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール | 令和十年四月一日 | 令和十三年四月一日 | 令和二年四月一日 |
|-------------------------------|----------|-----------|----------|

（計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十号）の一部を次のように改正

する。

附則第二項中「令和四年四月一日」を「令和六年四月一日」に改める。

(計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 計量法関係手数料令の一部を改正する政令(令和二年政令第百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「令和五年四月一日」を「令和十年四月一日」に改める。

#### 附 則

この政令は、令和四年八月 日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

理由

最近の特定計量器の使用実態等を踏まえ、ホツパースケール等についての使用の制限の開始日を見直す等の必要があるからである。